

鳴門市A I チャットボットシステム構築・運用保守業務に係る
公募型プロポーザル実施要領

公告	令和5年7月4日（火）
質問受付期間	令和5年7月4日（火）～7月11日（火）午後5時
質問への最終回答日	令和5年7月12日（水）午後5時
参加表明書提出期間	令和5年7月4日（火）～7月13日（木）午後5時
提案資格確認結果の通知	令和5年7月14日（金）
業務提案書等提出期間	令和5年7月18日（火）～7月25日（火）午後5時
提案書等の審査及び評価	令和5年8月上旬予定
審査結果の通知	令和5年8月中旬

※上記日程は都合により変更となる場合がある。

1 業務概要

- (1) 業務の名称 鳴門市A I チャットボットシステム構築・運用保守業務（以下「本業務」という。）
- (2) 業務内容 「鳴門市A I チャットボットシステム構築・運用保守業務委託仕様書」（以下「別紙仕様書」という。）のとおり
- (3) 履行期間 契約締結日から令和6年12月31日まで
- (4) 見積上限額 3,000,000円（消費税及び地方消費税を含む。）
ただし、令和5年度の上限額は1,800,000円（別紙仕様書4スケジュールにおけるシステム構築業務及びシステム運用保守業務（3か月分））とする。本業務は、令和6年度までの長期継続契約とする。
- (5) 担当部署 鳴門市企画総務部 秘書広報課
〒772-8501 鳴門市撫養町南浜字東浜170
TEL：088-684-1273 FAX：088-684-4720
Mail：hisyokoho@city.naruto.i-tokushima.jp

2 参加資格要件

このプロポーザルに参加できる者は、次の要件をすべて満たす者とする。

- (1) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4第1項（同令第167条の11第1項において準用する場合も含む。）の規定に該当しないこと。
- (2) 次の①又は②を満たす者
- ① 鳴門市物品等競争入札及び随意契約参加資格者名簿に登載されている競争入札参加の有資格者のうち、Q1（情報処理）に登録があること。
- ② 鳴門市物品等競争入札及び随意契約参加資格者名簿に登載されていない者で、参加申込手続に必要な書類（別紙①）を提出し、鳴門市が適当と認めた者。

- (3) 鳴門市物品業者等指名停止措置要綱（平成 22 年 4 月 1 日制定）による指名停止期間中でないこと。
- (4) 鳴門市暴力団等排除措置要綱（平成 24 年 8 月 1 日制定）に基づく排除措置を受けていないこと。
- (5) 会社更生法（平成 14 年法律第 154 条）に基づく更生手続開始の申立て、民事再生法（平成 11 年法律第 225 号）に基づく再生手続開始の申立てがなされていない者であること。
- (6) プライバシーマークの付与又は ISMS の適合性認証を受けていること。
- (7) 官公庁等の A I チャットボットの導入実績（契約期間中であるものを含む。）があること。なお、実証実験や実証導入は実績には含まないものとする。

3 参加表明書等の提出

本プロポーザルに参加しようとする者（以下「参加表明者」という。）は、提出期間に参加表明書等を提出すること。

なお、参加表明書等提出後に参加を辞退する場合は、プロポーザル参加辞退届を提出すること。

(1) 提出書類

- ①プロポーザル参加表明書（様式第 1 号）
代表者印を押印のうえ、提出すること。
- ②会社概要書（様式第 2 号）
- ③業務実績調書（様式第 3 号）
- ④プライバシーマーク付与又は ISMS の適合性認証を証する書類の写し
- ⑤別紙①に記載の書類（鳴門市物品等競争入札及び随意契約参加資格者名簿に登載されている者は不要）

(2) 提出部数 各 1 部

(3) 提出先 1 (5) 記載の担当部署

(4) 提出方法

持参又は郵送（郵送の場合は必ず、一般書留、簡易書留又は特定記録郵便とし、提出期限までに必着のこと。また、郵送後は、担当部署に電話で連絡を行うこと。）

(5) 提出期限

令和 5 年 7 月 13 日（木）午後 5 時（必着）

4 参加資格の確認及び通知

提出された参加表明書等は、本要領 2 の参加資格を満たしているか審査し、その結果を電子メールにて令和 5 年 7 月 14 日（金）までに通知する。なお、本通知が令和 5 年 7 月 18 日（火）正午の時点で届かない場合は、必ず 1 (5) 記載の担当部署に問い合わせること。

5 質問の受付及び回答

本プロポーザルに関する質問は業務提案書等の作成及び提出に関する事項並びに本業務実施に関する事項に限ることとし、評価及び審査に関する質問並びに提案内容に関する質問は受け付けない。

(1) 提出方法

質問書（様式第5号）を電子メールで提出。

※質問書提出後は必ず担当部署に電話連絡を行うこと。

また、所定の様式以外で提出された質問及び口頭又は電話等での質問は受け付けない。

(2) 提出先 1(5)に記載の担当部署

(3) 提出期限

令和5年7月11日（火）午後5時

(4) 回答方法

質問及び回答内容は、令和5年7月12日（水）午後5時までに、鳴門市公式ウェブサイトに掲載する。なお、回答書に記載した内容は、本要領、別紙仕様書などを補完するものと位置付ける。

6 業務提案書等の提出

(1) 提出書類

①業務実績調書（様式第3号）

②業務実施体制及びスケジュール（任意様式）

市との役割分担やスケジュールをシステム構築業務及びシステム運用保守業務について具体的に示すこと。

③企画提案書（様式第4号及び任意様式）

文字フォントは10ポイント以上とし、A4サイズを基本とすること。

鳴門市AIチャットボットシステム構築・運用保守業務に係る公募型プロポーザル審査に関する評価基準（以下「評価基準」という。）に定める項目について、企画提案書に反映させるとともに、記載内容を対比しやすいように審査項目順に提案すること。

④見積書（任意様式）

システム構築業務及びシステム運用保守業務（1か月分）の内訳がわかること。

(2) 提出部数 正本1部及び副本8部

※CD-Rに保存された電子データ 一式

(3) 提出先 1(5)記載の担当部署

(4) 提出方法

持参又は郵送（郵送の場合は必ず、一般書留、簡易書留又は特定記録郵便とし、提出期限までに必着のこと。また、郵送後は、担当部署に電話で連絡を行う

こと。)

(5) 提出期限

令和5年7月25日(火) 午後5時(必着)

(6) 業務提案書の記載項目

評価基準に係る項目に加え、別紙仕様書を参照の上、本市にとって有用な提案内容等があれば具体的に記載すること。

7 業務提案書等の審査

(1) 審査方法及び受託候補者の決定

①業務提案書等の審査及び評価は、鳴門市AIチャットボットシステム構築・運用保守業務に係る公募型プロポーザル審査委員会(以下「審査委員会」という。)において行う。審査項目、配点は、別紙②のとおりとする。

②最終評価点の合計点の最も高かった者を受託候補者とし、最終評価点が同点の場合は、審査委員会の委員長において順位を決定する。なお、提案者が1者であった場合も審査及び評価を行い、総得点の6割を超える場合は、受託候補者として決定する。

(2) プレゼンテーション

①審査委員会は8月上旬に開催予定であり、詳細は参加申込者に別途通知する。

②プレゼンテーションの参加は、1者あたり4人までとし、別紙仕様書のシステム構築やシステム運用保守業務に実際に係るもののが行うこと。

③プレゼンテーションは20分まで(準備時間は含まない)、その後、審査委員会の委員からの質疑応答は15分を目安とする。

④プレゼンテーションの内容は、業務提案書等に基づく説明とし、新たな内容の資料提示、追加の資料配布は認めない。

⑤スクリーンは市が手配するが、パソコン、プロジェクタ等は提案者が用意すること。(レーザーポインターは使用不可)

⑥プレゼンテーションは非公開とする。

(3) 審査結果の通知及び公表

①審査結果は、候補者決定後、参加表明者全員に対して速やかに通知する。

②審査の結果は、後日、市公式ウェブサイトに公表する。

公表内容は、審査委員会の日時及び審査委員会の委員数、参加表明者数、受託候補者名、参加表明者の各審査項目得点及び合計得点とする。

8 失格事項

次のいずれかに該当する場合は、失格とする。

(1) 業務提案書等の提出方法、提出期限等が本要領に適合しないとき。

(2) プロポーザルの実施途中において、本要領2に定める参加資格要件を満たさない事由が発覚したとき。

- (3) 本要領 1(4)に定める見積上限額を上回る価格で提案したとき。
- (4) 提出書類に虚偽の記載があったとき。
- (5) その他審査結果に影響を及ぼす不正行為を行ったとき。

9 契約に関する基本事項

(1) 契約締結

契約は、本要領 7 (3)による審査結果の通知後、受託候補者と市が業務内容等について協議を行い、合意に達した場合、受託事業者として締結する。

(2) 仕様書の取扱い

契約に添付する仕様書は、受託事業者との合意内容を反映させるため、双方が必要と認める場合には、別紙仕様書の内容に対して追加及び変更ができるものとする。

(3) 再委託

受託者は、受託者以外の者に作業を実施させる必要が生じ、当該作業が再委託に該当する場合には、あらかじめ書面により発注者の承諾を受けること。

(4) 次順位者の繰上げ

失格その他の事由により受託候補者と契約を締結することができない事由が生じた場合は、プロポーザル結果において次順位以下の参加者のうち、評価点数が上位であった参加者から順に当該業務についての交渉を行うことができるものとする。

(5) 契約保証金

契約保証金は免除する。

10 業務提案等に関する留意事項

- (1) 参加表明書等及び業務提案書等は、提出期間内に提出されたものに限り受け付け、郵便事故等については、市はその責を負わない。また、提出された参加表明書等及び業務提案書等は返却しない。
- (2) 業務提案書等の提出後の書類の差替え、追加及び再提出は一切認めない。
- (3) 業務提案書等の作成及び提出、審査委員会の出席に要した費用、その他一切の経費については、すべて参加事業者の負担とする。
- (4) 業務提案書は非公開とするが鳴門市情報公開条例(平成 13 年鳴門市条例第 34 条)に基づく請求などにより公開される場合がある。ただし、競争上の地位その他利益を害すると認められる情報は非公開となる場合があるので、当該情報に該当する部分があると考える場合は、書面で申し出ること。
- (5) 提出された書類は、審査目的以外に使用しない。
- (6) 提出された書類は、審査目的の範囲で複製、保存等をすることがある。
- (7) 業務提案書等に係る著作権は、原則として提案事業者に帰属する。ただし、契約者の業務提案書等の著作権は、成果品を発注者に引き渡したときに発注者に移転

する。

- (8) 本業務提案への参加及び不参加を問わず、本業務において知り得た情報（周知の情報を除く。）は本業務の目的以外に使用又は第三者に開示もしくは漏洩してはならない。
- (9) 本プロポーザルに関して、追加及び修正する情報があった場合には、市公式ウェブサイトに公表する。

1.1 提出先・問い合わせ先

鳴門市企画総務部 秘書広報課 担当：石堂・岩朝
〒772-8501 鳴門市撫養町南浜字東浜 170
TEL：088-684-1273 FAX：088-684-4720
Mail：hisyokoho@city.naruto.i-tokushima.jp